

小田原市監査委員公表第13号

令和4年10月26日付け監査第150号の監査結果に基づき小田原市足柄財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年8月14日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 敦子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>自治会への補助金交付に関し、実績報告書の提出を受けず、額の確定審査をしていなかった例や、交付決定した補助金を交付せずに実績報告を受け、交付決定した額で額の確定をしていた例が見受けられた。</p> <p>財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から定期監査で言及してきたように、補助金のあり方自体の検討が必要なところであるが、上述した自治会への補助金が地方自治法の補助金として交付又はその決定がされている以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則に基づく額の確定審査を適正に行う必要があり、また、交付決定した</p>	<p>未提出の実績報告書を提出させ、補助金額の確定審査を行いました。</p> <p>また、補助金の交付がなされていなかったことについて、団体と話し合いの結果、令和3年度分の補助金は不要であるとの結論に至ったため、「補助事業変更・中止・廃止承認申請書」を提出させ、承認しました。</p>

	補助金については適正に支出すべきである。	
--	----------------------	--

小田原市監査委員公表第14号

令和4年10月26日付け監査第151号の監査結果に基づき小田原市大窪財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年8月14日

小田原市監査委員 数 馬 勝
小田原市監査委員 近 藤 正 道
小田原市監査委員 鈴 木 敦 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>地区社会福祉協議会に交付した補助金について、実績報告書の提出を受けず、額の確定審査をしていなかった。</p> <p>財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から定期監査で言及してきたように、補助金のあり方自体の検討が必要なところであるが、上述した地区社会福祉協議会への補助金が地方自治法の補助金として交付されている以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則に基づく額の確定審査を適正に行う必要がある。</p>	<p>地区社会福祉協議会に対して実績報告書を提出させ、補助金額の確定を行いました。</p>

小田原市監査委員公表第15号

令和4年10月26日付け監査第153号の監査結果に基づき小田原市下府中財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年8月14日

小田原市監査委員 数馬 勝
小田原市監査委員 近藤 正道
小田原市監査委員 鈴木 敦子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	議員改選後の新たな正副議長の議員報酬について、当該職への就任日（令和4年3月1日）からではなく、議員任期開始日（令和4年2月18日）から議長又は副議長の報酬単価を適用して支給していた。小田原市下府中財産区議会議員の議員報酬等に関する条例第3条では、「議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた額の議員報酬を支給する」と規定されており、議員報酬は正確に支給する必要がある。	3月に支給した議員報酬にて過払い分の調整を行いました。

小田原市監査委員公表第16号

令和4年10月26日付け監査第154号の監査結果に基づき小田原市桜井財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年8月14日

小田原市監査委員 数 馬 勝
小田原市監査委員 近 藤 正 道
小田原市監査委員 鈴 木 敦 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	議員改選後の新たな正副議長の議員報酬について、当該職への就任日（令和4年3月2日）からではなく、議員任期開始日（令和4年2月18日）から議長又は副議長の報酬単価を適用して支給していた。小田原市桜井財産区議会議員の議員報酬等に関する条例第3条では、「議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた額の議員報酬を支給する」と規定されており、議員報酬は正確に支給する必要がある。	3月に支給した議員報酬にて過払い分の調整を行いました。